

○木更津市制限付一般競争入札実施要領

(平成23年2月18日決定)

改正	平成25年 4月 1日	令和 2年 4月 1日
	平成25年10月 1日	令和 4年 3月18日
	平成26年 4月 1日	令和 7年 5月31日
	平成27年 2月27日	

(目的)

第1条 この要領は、木更津市が発注する建設工事において実施する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び167条の5の2の規定によるあらかじめ資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札実施の対象となる建設工事は、随意契約によるものを除き、設計金額が200万円を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、制限付一般競争入札実施の対象としないことができる。

- (1) 特殊工事や登録業者数の少ない業種の工事
- (2) 工期等の施工条件により短期間で契約を締結しなければならない工事
- (3) その他、施行令第167条の規定により市長が特に必要と認める場合

(執行方法)

第3条 制限付一般競争入札は、入札参加資格を開札後に審査する方式で執行する。

2 前項の規定にかかわらず、第11条の規定により、一定の入札参加資格要件は入札前に審査するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、木更津市建設工事総合評価落札方式試行要綱により制限付一般競争入札を執行する場合には、入札参加資格を入札前に審査する方式により入札を執行することができる。

(入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、木更津市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録され、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び木更津市入札契約に

係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を、当該工事の公告日から当該工事の入札日までの間、受けていない者でなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入札参加者は次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は当該工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づく資本関係又は人的関係にある者同士ただし、基準に該当する者のうち一者を除く全てが入札を辞退したときを除く

3 前2項に定めるもののほか、入札参加者は、建設工事の種類又は性質により、次の各号に定める資格要件を設定した場合は、当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 当該工事の工種に係る経営事項審査の総合評定値
- (2) 当該工事の工種に係る木更津市入札参加者資格審査基準（以下「資格審査基準」という。）第5条で定める等級格付
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を得た営業所等の所在地
- (4) 当該工事に指定した資格を有する技術者を専任で配置できる者
- (5) 原則として過去10年間に、当該工事と同種工事の施工実績がある者
- (6) 前各号に定めるもののほか特に必要があると認める資格要件
（制限付一般競争入札参加資格要件審査委員会）

第5条 契約担当課長は、制限付一般競争入札を執行しようとするときは、当該工事に係る予算を執行する課等の長（以下「事業担当課長（室長）」という。）及び当該工事の設計及び監督業務を担当する課等の長（以下「工事担当課長（室長）」という。）と入札参加資格要件の協

議を行い、木更津市制限付一般競争入札参加資格要件審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り当該資格要件の審査を受けるものとする。ただし、設計金額が500万円未満の場合については、審査委員会の審査を省略することができる。

2 前項の入札参加資格要件の協議により、前条第1項、第2項並びに第3項第2号及び第3号のみの資格要件を設定した場合において、前条第3項第2号及び第3号による資格要件が別に定める「制限付一般競争入札標準資格要件」に適合し、かつ、当該建設工事の設計金額が3000万円未満である場合は、前項の審査委員会の審査を省略することができる。

3 審査委員会の組織及び運営方法等は、別に定める。

（資格要件の決定）

第6条 制限付一般競争入札の入札参加資格要件の決定は、次の各号によるものとする。

(1) 設計金額が3000万円以上の建設工事は、市長が決定する。

(2) 設計金額が1000万円以上、3000万円未満の建設工事は、副市長が決定する。

(3) 設計金額が1000万円未満の建設工事は、総務部長が決定する。

2 契約担当課長は、前条第2項の規程により審査委員会の審査を省略した場合において入札参加資格要件を決定する場合は、入札参加資格要件等設定資料（別記第1号様式）を前項に規定する入札参加資格要件の決定者（以下「資格要件決定者」という。）に提出するものとする。

3 資格要件決定者は、入札参加資格要件を決定した場合は、入札参加資格要件決定書（別記第2号様式）を契約担当者に送付するものとする。

（公告）

第7条 契約担当課長は、施行令第167条の6及び木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号。以下「財務規則」という。）第127条の規定により、掲示等の方法により当該工事の公告をするものとする。

（入札保証金）

第8条 入札保証金は免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

（入札参加資格確認申請）

第9条 当該工事の入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（別記第3号様式）に必要事項を記載し、申請期限日までに持参により契約担当課長に提出しなければならない。

（設計図書等の配布等）

第10条 契約担当課長は、あらかじめ指定した場所において当該工事に係る契約書案、入札約款並びに仕様書、設計図面及び設計書（以下「設計図書等」という。）の閲覧を行うものとする。

2 当該工事の設計図書等については、公告日以降速やかに木更津市ホームページ等に電子データとして公開する方法により無償で配布するものとする。ただし、当該設計図書等が電子データ化のし難いもの、又は電子データとして大容量でありホームページ等に公開することが不適切なもの等については、あらかじめ指定した場所において、紙又は電子媒体により申込者に貸与又は配布することができる。

（入札参加資格の入札執行前審査）

第11条 契約担当課長は、提出された入札参加資格確認申請書に基づき、入札執行前に、第4条第1項に規定する資格の有無並びに第4条第3項第2号及び第3号による資格要件を設定した場合は当該資格の有無について審査するものとする。

2 入札参加資格の入札執行前審査は、入札参加資格確認申請期限日の翌日以降をもって行うものとする。

（不適格者への入札執行前通知）

第12条 契約担当課長は、前条の審査の結果、資格がないと認めた申請者に対し、入札執行前に入札参加資格要件不適合通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定に限らず、入札に参加を希望する者に関して入札参加資格要件を明らかに欠くと認められる事実を入札執行前に把握した場合においては、前項に規定する通知をすることができるものとする。

3 前2項の通知を受けた者は、通知を受け取った日から3日（木更津市の休日を定める条例（平成元年木更津市条例第25号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内に書面をもって契約担当課長に説明を求めることができる。

4 契約担当課長は、前項の説明を求められた日から3日（市の休日を含まない。）以内に書面をもって回答するものとする。

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第13条 共同企業体に発注する場合は、木更津市特定建設工事共同企業体取扱要領に基づき行い、資格要件は、構成員及び共同企業体それぞれについて設けるものとする。

2 入札参加資格確認申請書は、結成された共同企業体から提出するものとし、単独企業からの

申請は認めないものとする。

(入札の執行)

第14条 契約担当課長は、第11条の資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめ、入札参加者が一堂に会しない入札は取りやめないものとする。

(落札候補者)

第15条 契約担当課長は、次に掲げる者を落札候補者とし、落札決定を保留するものとする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者
 - (2) 施行令第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する場合にあっては、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、価格その他の条件が最も有利な者
- 2 前項の落札候補者について、最低の価格をもって入札を行った者又は価格その他の条件が最も有利な者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札候補者を定めるものとする。

(入札参加資格要件確認書類の提出及び確認)

第16条 契約担当課長は、前条第1項により落札決定を保留した時は、速やかに落札候補者に入札参加資格要件確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする。ただし、第4条第1項、第2項並びに第3項第2号及び第3号のみの資格要件を設定した場合は、確認書類の提出を求めないことができる。

- 2 落札候補者は、前項の確認書類の提出を求められた日から起算して原則2日（市の休日を含まない。）以内に、持参により提出しなければならない。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が確認書類審査のために契約担当課長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。
- 4 入札参加資格要件の審査（以下「資格審査」という。）は、確認書類の提出があった日から起算して原則2日（市の休日を含まない。）以内に行うものとする。
- 5 第1項の規定による確認書類について、次の各号に定める資格要件に関する確認書類は当該各号の定めによるものとする。
 - (1) 第4条第3項第4号による資格要件を設定した場合における、技術者の経歴を確認する書類は、技術者経歴調査票（別記第5号様式）又はこれに準じたものとする

(2) 第4条第3項第5号による資格要件を設定した場合における、建設工事の施工実績を確認する書類は、施工実績調査票（別記第6号様式）及び（別記第7号様式）又はこれに準じたものとする。

（落札者の決定）

第17条 契約担当課長は、資格審査の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。この場合において、落札者への資格審査の結果に係る通知は、落札決定通知をもって代えることができるものとする。なお、落札者以外の入札参加者への通知は、行わないものとする。

2 契約担当課長は、資格審査の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に対し入札参加資格要件不適合通知書により通知を行うものとする。

3 前項の場合において、第15条第1項第1号に規定する者を落札候補者としていた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者、第15条第1項第2号に規定する者を落札候補者としていた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、価格その他の条件が当該候補者に次いで有利な者（以下「次順位者」という。）を新たな落札候補者とし確認書類の提出を求め、資格審査を行うものとする。この場合において、次順位者について入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで資格審査を行うものとする。

（低入札価格調査）

第18条 前3条の規定にかかわらず、調査基準価格を設定している建設工事において、木更津市建設工事低入札価格調査実施要領に定める低入札価格調査を行う必要が生じた場合は、低入札価格調査を開始する前に、木更津市建設工事低入札価格調査実施要領第8条に規定する調査対象者について資格確認を行うものとし、入札参加資格があると認めた者に係る低入札価格調査の結果をもって、落札者を決定するものとする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第19条 第17条第2項の通知を受けた者は、通知を受け取った日から3日（市の休日を含まない。）以内に書面をもって契約担当課長に説明を求めることができる。

2 契約担当課長は、前項の説明を求められた日から3日（市の休日を含まない。）以内に書面

をもって回答するものとする。

(契約の締結時期)

第20条 落札者は落札の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

- 2 当該工事が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条に該当するときは、仮契約を締結し議会の議決があったとき、本契約として効力を発するものとする。

(契約保証金)

第21条 落札者は契約締結に際し、財務規則第146条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、財務規則第146条第3項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 木更津市制限付き一般競争入札実施要領（平成8年3月14日決定）は、廃止する。

附 則 （平成25年4月1日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年10月1日）

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 （平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年2月27日）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月18日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年5月31日）

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

入札参加資格要件等設定資料

年 月 日

様

(契約担当)課長

印

下記工事については制限付一般競争入札により執行するものとし、当該入札に係る資格要件等については、次のとおり設定する。

記

実施部課名	部 課
工事の名称	
工事の場所	木更津市
設計金額	円 (うち消費税 円)
工 種	
工 期	
工事概要	

第1号様式裏面

公 告 予 定 日	年 月 日	
入 札 予 定 日	年 月 日	
資 格 要 件	(1) 基本的事項	
	(2) 個別的事項	
資格要件設定理由 (個別的事項)		
該 当 業 者 数 (資格者名簿上の 個別的事項適格者)	市内業者	者
	準市内業者	者
	県内業者	者
	県外業者	者
そ の 他		

入札参加資格要件決定書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る入札参加資格要件について、下記のとおり決定する。

記

別紙入札参加資格要件等設定資料のとおり

年 月 日

決定者

印

入札参加資格確認申請書

年 月 日

木更津市長

様

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

担当者氏名

電 話 ()

制限付一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

なお、この申請書については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事の名称
- 3 工事の場所
- 4 入札参加資格要件確認書類

契約検査課から提出を求められた場合には、本申請書に追加して次の書類のほか必要資料を提出する。

(1) ○○○○○

(2) ○○○○○

(3) ○○○○○

入札参加資格要件不適合通知書

年 月 日

様

木更津市長

印

下記工事に係る入札参加資格を審査した結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事の名称
- 2 審査結果 不適合
- 3 不適合の理由

技術者経歴調査票

区 分	現 場 代 理 人	監 理（主任）技 術 者
配置予定者名		
住 所		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
最 終 学 歴		
法令による資格 ・免許等 (取得年月日) (登録番号等)		
工 事 経 歴	工 事 名	
	工事場所	
	発 注 者	
	契約金額	円
工 事 経 歴	工 事 名	
	工事場所	
	発 注 者	
	契約金額	円

- (注) 1 現場代理人と監理技術者が同一人の場合は、配置予定者名のみ両方に記載し、以下は、現場代理人の欄に記載し、監理技術者欄は省略すること。
 2 工事経歴は、類似工事の経歴を記載すること。
 3 資格・免許等を証するものの写しを添付すること。

年 月 日

入札者

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

施工実績調査票（元請け用）

1	工事名			
	工事場所			
	発注者		契約金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	受注形態	1 単独受注 2 共同企業体受注（出資比率 %）		
2	工事名			
	工事場所			
	発注者		契約金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	受注形態	1 単独受注 2 共同企業体受注（出資比率 %）		

※1 該当する工事を1件以上記載すること。

※2 記載順については、施工の新しい順に記載すること。

※3 施工実績を確認するため次に掲げるすべての書類を添付すること。

- ・発注者との契約書またはCORINS（工事実績情報サービス）の竣工時工事カルテの写し
- ・設計図書の写し等の施工実績のわかる書類

年 月 日

入札者

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

施工実績調査票（下請け用）

1	工事名			
	工事場所			
	発注者		契約金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	受注形態	1 単独受注 2 共同企業体受注（出資比率 %）		
2	工事名			
	工事場所			
	発注者		契約金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	受注形態	1 単独受注 2 共同企業体受注（出資比率 %）		

- ※1 該当する工事を1件以上記載すること。
 ※2 記載順については、施工の新しい順に記載すること。
 ※3 施工実績を確認するため次に掲げるすべての書類を添付すること。

- ・発注者と元請業者との契約書等の施工実績のわかる書類
- ・元請業者との下請契約書または注文書・注文請書
- ・設計図書の写し等の施工実績のわかる書類

年 月 日

入札者

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名